

## 令和4年度第1回岐阜市多文化共生推進会議 議事概要

1 日時 令和4年5月13日（金）14:00～15:00

2 場所 市役所10階 10-2会議室

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議事内容

(1) 令和4年度の実施事業について

事務局からの資料に沿って説明の後、以下のとおり、発言があった。

(会長)

新型コロナウイルス対応の水際対策の緩和により、今年度は多くの外国人の入国により、昨年度とは、状況が変わってくるのが想定される。

(2) 令和4年度の実施事業について

事務局からの資料に沿って説明。以下のとおり、意見、質疑があった。

(委員)

日本語学習の機会は設けられているものの、講座の時間や場所等の開催状況によって、意欲はあっても参加できない人がいるのではないかと。参加できる人が偏らないよう、幅広く参加できる機会を設ける必要があるのではないかと。

(事務局)

国際交流協会の日本語講座は平日の夜間に開設されており、技能実習生や企業の研修の一環として参加している人もいる。また、ボランティアによる教室は休日や平日に開催されているものもあるが、全ての日本語学習者のニーズに応えることは難しいものの、一定の選択肢がある状況。

(委員)

多様な選択肢は設けてあるが、それ以外の要望があった場合どうするのか。

(会長)

外国人の要望をボランティア等に伝えていく場はあるのか。

(事務局)

これまでは、要望等を伝える場がなかったが、今年度、国際交流協会に依頼し、ボランティア団体同士による会合の場を設ける予定であり、そういった場でお伝えすることは出来る。

(委員)

技能実習生等が日本語を習得していくためには、企業の理解・支援が重要で、個人の努力だけでは、時間やお金に制限がある。市から、企業に働きかけていくことも必要ではないかと。

(会長)

外国人からの日本語学習に関する意見聴取を行ったとのことであるが、具体的な内容は。

(事務局)

令和4年度第2回の会議にて、詳細を説明する予定。

(会長)

そういった情報はボランティア団体とも共有できると、各団体の取組の参考にしてもらうことが出来る。

(委員)

他市町で、日本人・外国人を問わず対象としていた夜間中学が、ニーズが変化して行って、外国人が日本語を覚えたりする場になっているという話を聞いたことがあるが、岐阜市でこのような取組はあるのか。

(事務局)

教育委員会の事業ではあるが、外国籍の小中学生を対象とした日本語初期指導教室が設けられている。

(会長)

日本語初期指導教室について、資料中に記載がないがどのような講座か。

(事務局)

外国籍の小中学生が日本の学校に入学するに当たり、日本語の初期指導が必要な場合に受講するもの。

(会長)

日本語初期指導教室は、大人は対象外であり、開設されているのも市内で1か所。生徒を送迎する必要がある等、受講しやすいとは言えない。

(委員)

カナダでは英語を指導する教員が、巡回又は常駐しており、英語のレッスンをしてくれる。日本語学習についても、学校にいながら、学習ができる機会があってもよいのではないか。

(委員)

講座の開催等、日本語学習の機会について、外国人にどのように情報を届けているのか。企業を通じた情報伝達は、企業が外国人従業員等に伝えるかが分からない。例えば、出入国在留管理庁の窓口等であれば、新たに来日した外国人の多くが手続きをすることになるので、そういった場で資料を渡してもらうとか、一言伝えてもらうといったことはできないのか。

(事務局)

国際交流協会の日本語講座については、協会のホームページやFacebookにて広報を行っているが、受講者が少ない状況もあり、学習機会等について、どのように情報発信していくのか、広報の手法等については検討していく必要がある。

(会長)

情報発信にいては、整理・精査が必要。

(委員)

外国人が集まってコミュニケーションをとる場は、職場、学校、地域社会ではないかと思う。

専門部会の報告にもあるが、テーマを設けて講座等を開催するということは的を射ている。今後、具体的にどのような取組を行っていくかを検討していくことになると思うが、介護、工場等、業種を大きく分けて、あまり勉強といった形ではなく、気楽に会話を通じて日本語を学んでいけるような機会が設けられるとよい。

(委員)

外国人支援の際の実例として、介護施設で働く外国人が、利用者への対応は良いが、言語の面で課題を抱える場合がある。例えば、利用者に対しては「お風呂」という言葉を用いるのに対し、職員間では「入浴」という言葉を用い、他にも「あたま」と「頭部」、「足」と「下肢」等、介護分野特有の専門用語があり、難しいため、業種ごとに日本語教室等を設けることは重要。また、仕事を持っている外国人には、オンラインで学習出来たり、いつでも学習ができる動画等による講座があってもよいと思う。

(会長)

「下肢」等、日ごろ使わない言葉を用いることについては、現場の日本人の配慮も必要。日本語学習の場が限定され、そこに通ったり、送迎したりすることが必要であると、負担も大きいので、オンライン化はメリットがある。オンデマンドによる講座等は便利で需要があるかもしれないが、民業圧迫にならないよう注意が必要。

(委員)

日本語を学習する機会はあるけれども、実際には、時間等の都合で通いたくても通えない場合もある。外国人にとって、労働者としての日本語と生活者としての日本語は全く異なり、労働者としての日本語の教育が課題となっている。労働者として日本語を学習していくことは、企業が責任をもって考えていく課題であるが、行政の支援もある程度必要。技能実習生等は日本語のテスト等を受ける必要もあり、その対策としても日本語を学習する機会が必要で、それに対し行政の支援が可能であるなら、教室を設けて待つだけではなく、一步踏み出した支援も検討が必要ではないか。外国人が就労する業種は限られるので、一番人数の多い業種に絞って、支援することも考えられるのではないか。

(会長)

大学でも、キャリア日本語等の講座を留学生の就職支援のために行っているほか、学生向けにビジネス英語も教えているが、民業圧迫にならないように、あくまで就職支援として、一般の日本語学校等とは異なるという前提で実施している。ボランティア団体等の無償の講座を市の予算で支援していった場合、日本語学校等、民間の事業者の反発もありうるが、どの程度、市の支援は可能なのか。また、市から費用を支払って、民間の事業者に特別なメニューを組んで、講座を実施してもらおう等も検討は出来ないか。

(事務局)

限られた予算で、行政として、幅広く、平等にサービスを提供していく必要がある。それを踏まえた上で、トライアルのような形で、ターゲットを絞って、予算等を確保して事業を実施していくことも考えられるが、本日の会議や今後の会議において、ご意見を伺った上で、事業

を検討し、実施に向けて取り組んでいきたい。

(委員)

日々のコミュニケーションを日本語で行えるようにすることに、まずは主眼を置くべき。専門的な用語の習得はそれぞれの企業等が行うべきで、行政の取組としては、まずは日常的なコミュニケーションについてではないか。

(委員)

「専門用語」と「日常生活に不便のない日本語」では、まずは日常生活のための日本語の方が重要。外国人も地域で生活する時間は長いので、生活の範囲の中で、地元の方と、いわゆる「井戸端会議」のような会話を通じて、日本語を習得する機会があることが望ましいのではないか。

(委員)

日常会話と企業等における業務上の会話の両方を学習していくことは、時間の制限もある中、難しい面もある。日常会話が習得できれば、外国人だけでなく、企業にもメリットがあり、企業にも責任があることを踏まえると、日常会話を優先してくべきではないか。

(委員)

民間の日本語学校とはどのようなものか。ボランティアが運営する教室とは異なるのか。

(会長)

いわゆる英会話学校等と同様に民間の運営する日本語学校。

(委員)

日本語学校は、日本で学ぶこと自体を目的とした「留学」の在留資格をもつ外国人が通うのが一般的。

(会長)

既に日本に住んでいる外国人よりは、ビザを取得して入国してきた外国人に日本語を教える学校。

(委員)

在留資格を問わず、留学生でなくても通うことが出来るが、学費は割と高い。

(委員)

留学の在留資格には要件があり、就労できないなど、制限も多い。また、様々な日本語学校があるので、仮に市の事業を委託する等の場合には、それに適した団体なのか、確認する必要がある。